

「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」規約（案）

- 第 1 条 (名称)
本連盟は「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」称す。
- 第 2 条 (目的)
本議連は、災害時の即応機能として、海を活用したアプローチをシームレスに展開する。同時に、船舶を活用した医療提供体制の整備を推進し、分散している災害支援体制の機能を総合的に統括できる機動力の確保を図るとともに、被災地において災害医療のシンボルとなる「プラスワンの災害拠点病院」となる「災害時多目的船」の創造的推進を目指す。
- 第 3 条 (事業)
本会は第 2 条の目的を達成するための研究活動、研修会、広報誌の発行などの事業を行う。
- 第 4 条 (会員)
本会は、次の会員をもって構成する。
正会員 衆議院議員、 参議院議員
特別会員 県知事、政令指定都市長、市町村長
民間有識者会員
法人会員 法人及び各種団体等
- 第 5 条 (役員)
1. 本会は、次の役員を置く。
最高顧問 2 名、会長 1 名、副会長若干名、幹事長 1 名 幹事長代理 2 名、
副幹事長若干名、事務局長 1 名、事務局次長 2 名、本会の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。本役員会は国の責務をフォローアップするため事務局に委員会を付置し、別途細則を定め委員を委嘱する。
2. 衆議院議員については、総選挙後の総会で残り任期分を選任し直す。
3. 本会の役員は、総会において選出する。
- 第 6 条 (顧問、参与)
1. 本会は顧問、参与をおくことができる。
2. 顧問、参与は役員会がこれを推戴する。
- 第 7 条 (会計、会計監査)
1. 本会は会計 1 名、会計監査 2 名を置く
- 第 8 条 (会議)
1. 本会は総会、役員会、事務局会議を随時開催する。
2. 総会、役員会は会長が招集し、議長を決める。
3. 事務局会議は幹事長が招集する。
4. 役員会の構成員は第 5 条 1 項の役員とし、他に必要ある時は会長がこれを指名する。
5. 事務局会議の構成員は幹事長、副幹事長、幹事長代理、事務局長、事務局次長、会計とし、他に必要ある時は幹事長がこれを指名する。
- 第 9 条 (会費)
本会は正会員より毎月 100 円を会費として徴収することとする。
- 第 10 条 (運営)
本会は会費および寄付金その他の収入をもって運営。第
- 11 条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より。12 月 31 日までとする。
- 第 12 条 (事務局)
本会の事務局は、事務局長がその責に充る。第
- 13 条 (規約の変更)
本規約に定めなき事項については役員会で決定する。付
則 本規約は令和 2 年 2 月 27 日より施行する

「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」

各党・会派代表他役員名簿（案）

自由民主党代表：額賀福志郎

公明党代表：太田昌孝

立憲民主党代表：本多平直

国民民主党代表：岡本充功

日本維新の会代表：梅村聡

社会民主党代表：福島瑞穂

社会保障を立て直す国民会議代表：野田佳彦

規約（役員）第5条1項に基づく

フォローアップ委員会委員委嘱案（現時点のご承諾者のみ記載）

座長：砂田向壺（公/モバイル・ホスピタル・インターナショナル理事長）

委員：有賀 徹（独/労働者健康安全機構理事長）

委員：土屋信行（財/リバーフロント研究財団）

委員：山田謙次（元/野村総研プリンシパル）

委員：市川 学（芝浦工業大学准教授）

委員：山口芳裕（杏林大学医学部教授）

委員：鍵本忠尚（株/ヘリオスCEO）

事務局：佐藤 枢（へるす出版社長）

顧問：門田守人（日本医学会会長）

顧問：蛭間芳樹（日本政策投資銀行）

顧問：三宅謙作（日本眼科医会名誉会長）

顧問：金谷年展（公/リジリエンス総研）